

和歌山県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定業務委託仕様書

1 委託業務名称

和歌山県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画策定業務

2 委託期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日（金）までとする。

3 業務の目的

「和歌山県ごみ処理広域化計画（第 2 次改訂版）」の計画期間が満了していることから、環境省通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和 6 年 3 月 29 日付け環循適発第 24032923 号、以下「令和 6 年国通知」という。）」を踏まえ、2050（令和 32）年度までを計画期間とする新たな「長期広域化・集約化計画」を策定することとし、必要な調査、計画案の作成に係る業務を委託する。

4 業務の内容

業務概要は以下のとおりであり、実施にあたっては環境省通知を十分踏まえること。なお、企画提案内容により業務内容を一部変更する場合がある。

（1）現状把握

公表されている資料等を参考のうえ、一般廃棄物処理状況、広域化計画の現状を把握する。

県内 30 市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対して、広域化・施設集約化への取組状況及び課題ほか、公表資料では把握できない必要な情報を把握するためのアンケート調査を実施する。

なお、アンケート調査については、調査票の説明及び配布は委託者が実施し、調査票の設計、回収及び集計は受託者が実施するものとする。

（2）現時点での広域化状況の評価

厚生省通知「ごみ処理の広域化計画について（平成 9 年 5 月 28 日衛環 173 号）」以降から現時点までの取組内容と紐づく効果（ごみ処理施設数の変化等）を含める形で、現時点での広域化の進捗状況及び課題を分析する。

（3）人口及びごみ排出量等の将来予測

県内 30 市町村の人口及びごみ排出量等について、2050（令和 32）年度までの将来予測を行い、今後の一般廃棄物処理施設の適正かつ効率的な施設整備の方向性の検討に資するための情報を整理する。

(4) 広域化ブロック区割りの設定・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

上記（1）～（3）で評価・分析した結果をもとに、広域化ブロック区割りを設定する。

ブロック区割りの設定に関する委託者の考え方は下記①～④のとおりである。

- ① 現行の状況をもとに、ごみ焼却施設等（メタンガス化施設、ごみ燃焼化施設等を含む）に係るブロック区割りを設定する。

なお、循環型社会形成推進交付金の嵩上げや今後の交付金制度の改正内容も考慮し、広域化に伴う延命化も視野に入れたブロック区割りも検討すること。
- ② ごみ焼却施設等については、国が求める300t/日以上の施設の導入を検討するが、地域性等を考慮し、より安定的かつ持続可能な廃棄物処理体制が確保できると思料される場合は、必ずしも大規模化を求めないこととする。
- ③ ブロック区割りの対象施設は、一般廃棄物に係るごみ焼却施設等、粗大ごみ処理施設、資源化施設及び最終処分場とするが、ごみ焼却施設等以外の対象施設については、ブロック区割りの検討及び処理体制の方向性の整理までを想定している。
- ④ ごみ焼却施設等以外の対象施設については、地域特性を考慮し、各種廃棄物処理及び資源循環をより安定的・効率的に行うことができると思料される場合には、ごみ焼却施設等に係るブロック区割りに捉われず、別の区割りを検討することも可能とする。

なお、ごみ焼却施設等に係るブロック区割りの設定に当たっては、上記②の考え方によりブロック区割り初案を設定するが、市町村等の意向を確認した上で当該初案の見直しを行う等、柔軟に対応するものとする。
- ⑤ 上記で設定した広域化ブロックごとの廃棄物処理体制（廃棄物処理施設の種類ごとの整備に係る方向性）を検討する。

(5) 広域化・集約化により得られる効果の分析

広域化・集約化により得られる効果について、現在の一般廃棄物の処理体制を継続した場合と広域化・集約化を実施した処理体制の場合とを比較し、分析する。

この場合、広域化・集約化を実施した場合の施設規模を算定し、現状との比較を行うものとする。

＜比較・分析項目の例＞

- ・ごみ処理事業経費（処理施設更新、維持管理、収集・運搬費等も含む）
- ・温室効果ガス削減効果

(6) ごみ処理広域化・集約化協議会の設立支援、開催・運営

令和6年国通知に基づくごみ処理広域化・集約化協議会（以下「協議会」という。）の設立支援を行う。また、協議会の開催・運営、配布資料の作成・印刷、議事録の作成等、協議会の開催に必要な事務を実施するものとする。

協議会の開催回数は、3回程度を想定しているが、あくまで例示であり、委託金額の範囲内で自由に協議会の回数を設定できるものとする。

協議会には、令和6年国通知に記載の「都道府県が管内市町村を全て含めた形で議論の上、ブロック区割りの案を作成する場合」に該当する、協議会の代替となる会議も含むものとする。

なお、協議会開催に当たっての市町村等への連絡・調整及び会場の確保は委託者が行うものとする。

(7) 計画素案の作成等

4 (1)～(6)で評価・分析した結果等をもとに、令和6年国通知や市町村等の意見等を踏まえ、和歌山県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画素案（以下「素案」という。）を作成する。

(8) 環境審議会における廃棄物部会（以下、「廃棄物部会」という。）の資料作成支援

委託者が廃棄物部会を開催するとき受託者は、資料の作成支援、廃棄物部会への出席、廃棄物部会の議事録作成を行う。なお、議事録作成に当たっては、議事録作成支援システムによる文字起こし後のテキストファイル及び部会資料の説明原稿を、委託者から受託者に提供する。

廃棄物部会の開催は、最大2回（各年度1回ずつ）実施することを想定している。

(9) パブリックコメントの実施支援

委託者がパブリックコメントを実施するため、受託者は、パブリックコメント用資料の作成支援、意見等の整理及び回答案の作成等を行う。

(10) 計画最終案の作成

受託者は、廃棄物部会における意見、パブリックコメントの結果及び委託者からの指示を反映し、計画最終案及びその概要版を作成する。

計画最終案及び概要版の作成に当たっては、以下について留意すること。

- ・最終案とは、令和9年度の廃棄物部会の配布資料とする「（仮称）和歌山県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画（案）」のことを指す。
- ・最終案及び概要版には図表、写真、イラスト等を用いて、わかりやすさ・読みやすさに配慮した構成とすること。

5 業務スケジュール（予定）

各年度末までに完了することを想定している業務等は以下のとおり。

(1) 令和8年度

- ・現状把握
- ・現時点での広域化状況の評価
- ・人口及びごみ排出量等の将来予測
- ・広域化ブロック区割り設定
- ・協議会の設置・運営

- ・廃棄物部会対応（1回目）
- (2) 令和9年度
- ・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討
 - ・広域化・集約化による効果の分析
 - ・協議会の運営
 - ・パブリックコメントの支援
 - ・計画素案、最終案の作成
 - ・廃棄物部会対応（2回目）

6 各年度の業務完了報告書

受託者は、各年度の委託業務を完了したときは、遅延なく委託者に対して業務完了報告書を提出すること。なお、各年度の提出期限は以下のとおりとする。

- (1) 令和8年度業務完了報告書 令和9年3月19日（金）
- (2) 令和9年度業務完了報告書 令和10年2月28日（水）

7 成果品及び提出期限

以下の成果品を提出期限までに提出すること。

(1) 成果品

- ア 「(仮称) 和歌山県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画（案）」100部（紙製の冊子）
- イ 本業務において収集・作成した資料
- ウ 上記ア・イのデータを記録した電子データ（CD-R等）

(2) 提出期限

令和10年2月28日（水）

ただし、成果品の案を令和10年2月14日（水）までに提出し、委託者の了解を得た上で成果品を提出すること。

8 報告書等の納入先

和歌山県 環境生活部 循環型社会推進課 地域環境推進班

9 業務の進め方

- (1) 受託者は委託者の意図および目的を十分理解した上で、適切な人員を配置し、正確かつ丁寧にこれを行うこと。また、受託者は委託者と密接に連絡を取り、委託者の指示及び監督を受けること。
- (2) 受託者は、契約締結後、委託者が指定する期日までに「業務実施計画書」を提出の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を委託者と協議し、業務を行うこと。
なお、業務実施計画書には、業務の実施体制、業務工程表、連絡体制（連絡先）を記載すること。
- (3) 受託者は、主要な区切りまたは必要に応じて、委託者と協議すること。協議場所は委

託者が決定する。協議の内容については、その都度、受託者が議事録を作成し、委託者あて電子メールで送付すること。

- (4) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記すること。
- (5) 受託者は委託者から指示があった場合は、必要な資料を提出すること。
- (6) その他、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

10 再委託について

- (1) 受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に委託業務下請負承認願により委託者の承認を得なければならない。
- (3) 委託者は、委託業務下請負承認願の届出について、その下請負が不適当と認めるときには、受託者に対し、その下請負を承認しないものとする。

11 その他

- (1) 本仕様書は基本的な事項のみを記載したものであり、記載の無い事項であっても業務の継続上具備しなければならない事項、及び社会通念上必要とされる事項については、これを充足するものとする。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた場合は、受託者はその都度書面にて委託者と協議し、了解を得ること。この協議を実施せず進められた事項について、委託者の指示により修正等の対応の必要が発生した場合は、受託者は速やかに必要な修正等を受託者の負担で実施するものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行に当たり知り得た情報（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。なお、契約終了後であっても同様とする。